

高山市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1. 早期退職募集制度の導入

国家公務員退職手当法の改正に準じて、従来の「退職勧奨制度」を廃止し、年齢別構成の適正化を目的とした「早期退職募集制度」を創設

① 制度内容

名 称		改 正 前		改 正 後
		退職勧奨制度		早期退職募集制度
制 度	規定方法	要 綱	経過措置 (平成26年度末まで)	条 例
	対象職員	勤続20年以上 かつ年齢50歳 以上の職員	昭和55年4月1 日以前に生ま れた職員	年齢45歳以上の職員
早期退職加 算の特例	規定方法	条 例	経過措置 (平成26年度末まで)	条 例
	対象職員	勤続25年以上 かつ年齢50歳 以上の職員	昭和55年4月1 日以前に生ま れた職員	勤続20年以上かつ年齢45歳 以上の職員
	加 算 率	早期退職1年につ き2%加算	早期退職1年につ き3%加算	早期退職1年につき3%(定年1 年前の早期退職の場合は2%) 加算

② 手続き等の明確化

対象職員の範囲、人数及び退職すべき期日等を記載した募集要項による職員周知や応募及び認定の手続きなどを条例に規定し明確化

2. 退職手当の調整額の見直し

給与制度の総合的見直しの影響を踏まえ、現行の支給水準の範囲内で、職員の公務への貢献度をよりの的確に反映させるよう措置を講ずることとした国家公務員退職手当法の改正に準じて、退職手当の調整額を引上げ

$\text{退職手当額} = \text{退職手当基本額} + \text{調整額}$ <p style="margin: 0;">基本額：退職日の給料月額に勤続年数、退職理由等による支給率により算出 調整額：職責（級）に応じた加算額（退職前60月分の職責に応じ加算）</p>

① 調整額（月額）の改定

区 分	(参 考)	改 正 前	改 正 後
第1号区分	部 長 級	41,700円	54,150円
第2号区分	課 長 級	33,350円	43,350円
第3号区分	主 幹 級	25,000円	32,500円
第4号区分	主 査 級	20,850円	27,100円
第5号区分	業 務 主 任	16,700円	21,700円

3. 施行期日

平成27年4月1日